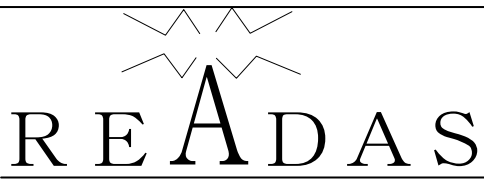


第 5767 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月 3日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の免税事業者

Q：消費税は、資本金が1,000万円以下であれば、会社を設立してから2年間は免税になるのですか？

A：必ずしもそうではありません。

【解説】

消費税の免税事業者は、原則はお尋ねのような取扱いになるのですが、法人又は個人事業者のうち次に掲げる課税売上高及び給与の支給総額が1千万円を超える事業者は免税事業者になることができないこととなっています。

【法人】

- ①その事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）開始の日から6ヶ月間の課税売上高及び給与の支給総額
- ②その事業年度の前事業年度が7ヶ月以下で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度がある法人は、その前々事業年度の開始の日から6ヶ月間の課税売上高（その前々事業年度が5月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高）及び給与の支給総額

【個人事業者】

その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高及び給与の支給総額

